平成２３年（フ）第９２３２号
東京都武蔵村山市神明２丁目112―８
破産者　木村　　敦
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２４２号
東京都墨田区墨田５丁目13―15―101
破産者　佐々木　茂
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２６２号
東京都江東区亀戸５丁目18―21―302
破産者　江口　敏樹
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４５７号
神奈川県川崎市中原区苅宿12―25
破産者　渡邉　弘子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４６４号
東京都新宿区払方町15
破産者　土浦　達家
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９５号
栃木県宇都宮市城南３丁目12番６号
破産者　株式会社カクエイ
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４４号
栃木県小山市宮本町２丁目12番６号
破産者　池田　　嵩
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４５号
栃木県小山市宮本町２丁目12番６号
破産者　池田　キミ
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４６号
栃木県小山市宮本町２丁目12番６号
破産者　池田　隆行
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６７号
栃木県那須塩原市一区町240番地49
破産者　本間順次こと　ホンマ　リカルド　ジュンジ
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６８号
埼玉県川越市田町23番地９　田町第１マンション101号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県富士見市大字鶴馬2595番地２
破産者　海老澤英志
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６５００号
東京都日野市百草567―14
破産者　半澤　公一
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３７１号
東京都墨田区京島２丁目17―１
破産者　大竹　晴夫
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９６６号
東京都江東区永代２丁目11―２―604、開始決定上の住所東京都中央区八丁堀２丁目10―５―802
破産者　竹内　和雄
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０２１号
東京都八王子市川口町1355―５、開始決定時の住所東京都八王子市川口町2804―６
破産者　井上　　淳
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２４６号
東京都国分寺市泉町２丁目５―１―806　西国分寺ゆかり参番街
破産者　手島　京子
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４０７号
東京都大田区西蒲田３丁目５―17
破産者　加藤メルシディタこと　カトウ　メルシディタ　ベラミノ
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６９３号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台４丁目１―８　熱誠寮303正面
破産者　新城　和輝
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７１２号
東京都新宿区高田馬場４丁目18番10―505号
破産者　有限会社塚越デザイン事務所
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７１３号
東京都練馬区貫井１丁目29―10―1106
破産者　塚越　耕治
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部